

別紙

要求書

- 一、本店以来、給料を合理的標準にせしむ
- 一、最近給料が三十四に達し、日者現金を拂入
- 一、一切の非積制度を撤廃せしむ
- 一、諸金共合の現金支給せしむ
- 一、卸別及責任給料を撤廃せしむ
- 一、折上料の全額を支給せしむ
- 一、配戻料は本来高の第一三才を支給せしむ
- 一、倉庫等が自由ニせしむ
- 一、配戻以外の特例の進捗自由
- 一、補充場等時、費用を本社及び主任の金額に算入せしむ
- 一、配戻用共の二ヶ月毎に一回支給せしむ
- 一、店員への給料及恩給の全額を算入し、公算の上ニシテ
- 一、各課中、日給の全額支給せしむ
- 一、各課費用全額を本社及び主任の算入せしむ
- 一、以て各課二割ニシテ、地対に算入せしむ

一九三一年六月十八日

東京支店新聞隔田支局
配達員一同

第 三 四 五 号

昭和六年六月十九日

警視總監 高橋宇雄

内務大臣安達謙蔵殿
社会局長 夏官殿

東京支店新聞隔田支店労働争議ニ関スル件 (第二報 自給解散)

日本出版

要旨 標記大向争議ハ如盟中ニ名ハ謝罪復職セル外何等支給
ナク自給解散トナレリ

6.8.1 -
2802

標記大向争議ニ關シテハ既報ノ如ク、後争議加盟配達大川村勉
及朴在亨、二名ハ争議團ヨリ脱退シ主任ニ謝罪シ復職セルカ
他ノ二名ハ所在不明ノ如何等支給ナク本争議ハ自然消滅トナレ